9月定例市議会

第124回市議会定例会は9月30日から10月9日の10日間を会期として開かれ、6議案を原案どおり可決し、2議案を継続審査に、6月議会で継続審査となった1議案と議員発議の3復活条例を否決、決議書、意見書など5件を可決して閉会しました。

市営住宅（高見団地）建設 継続審査へ

こんどの九月議会に提案された議案は、開会初日に七議案（うち報告承認一件）を六日に一議案を追加上程されましたが、五十年度市水道事業特別会計決算認定と追加提案された市営住宅（コンクリートブロック建て、十六戸、八六〇・四八平方㍍）高見団地㊥の工事請負契約（工事費五千九百六十一万円）締結の二議案を継続審査とし、六月から継続審査となっていた舟入団地の市営住宅工事請負契約の解約に伴う損害賠償の額の決定については、賠償額（三百十一万円）に疑問があり適当でないとして賛成多数で否決されました。

このため、舟入団地の代替えとして建設されます高見団地は、十月着工、三月完成の予定が大きく崩れ、十二月議会に審査され可決されても来年度へ工事が操越されることになりました。また、損害賠償の否決によって、解約された請負業者との問題が改めて生じたといえます。

議決された一般会計補正予算は一億八千九百六十六万七千円を追加補正し、総額で五十一億八千二百九十一万九千円となりました。

補正額のうち、一般財源を必要とする六千五百三十万円は法人・個人の市民税五千六百五十六万円が見込まれ、予備費の減額四百九十万円（五月議会で修正された当初予算で、同和関係団体に対する補助金などに充てていたもの）で対処し、その他は国、

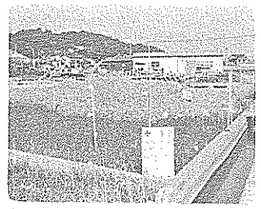

造成中の高見団地

歳入

補正予算の修正案否決

ところで本議会に提出されていました陳情、請願のうちその多くは採択され、あるいは継続審査となりましたが、『公正、民主的な同和行政の確立と老人・母子・交通遺児の三福祉施策復活の請願』は不採択となりました。

最終日の九日には、一般会計補正予算案に計上されている同和団体に対する補助金など、四百九十万六千円を予備費へ組みかえる修正案が六議員から提出されましたが、賛成少数で修正案を否決し、賛成多数で執行部原案どおり可決され、五月議会で減額修正となった同和関係団体に対する補助金は、ようやく執行部の考えていた線で陽の目をみることができました。

あえなく消えた議員発議

市議会はじめてといわれる議員発議の三条例案が六人の議員から提出され、熱のこもった論戦が展開されました。それは、五月の議会で廃止を決めた老人年金・交通遺児・母子福祉手当の三支給条例を、『財源は、同和関係団体に対する補助金の執行を留保し、予算の組み替えをすれば実現できる』として議員提案したことから法論争になったもので、『予算の提出権は執行部にあって議員にはない、予算を伴う条例の提案は慎重にしなければカラ条例になる恐れもある』。また『同和団体の補助金を削れというが、予算は可決された。同種請願も不採択となり一事不再議からみてもおかしい』、など地方自治法の解釈論争に力が入いてのやりとりもあり、『提案権の乱発では……取り下げてはどうか』の意見も出されたが、『十分節度をもってやっており、法的、財源的にも実現可能だ。まして議員自らが議会の発言権をせばめてゆく必要はない』と反論。二時間三十分にわたる論議も採決に持ち込まれたが、結果は賛成少数で否決され、前例のない議員発議の条例はむなしく一場の露と消えました。

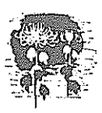

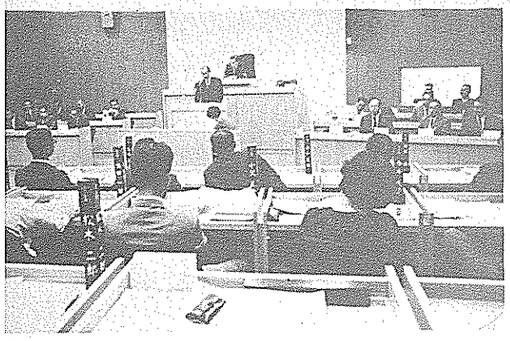

予算累計 51億8千万円に

県の支出金、市債などに財源を求めています。

歳出

市民のために使われます歳出の主なものは、保育所、児童館、幼稚園、小学校、女学院、修路工夫などの人員増と九月からの賃金引き上げに九百二十六万円を各項目に計上。

旧恩給組合分の費用分担に二百九十六万円、上水道会計への返済金三百四十七万を総務管理費へ、社会福祉費では、社会福祉センター運営補助金百万円、同和関係団体への補助金、負担金、旅費などに当初執行部が考えていたように四百三十万円を公営住宅建設の浄化そうの設置七百七十九万円や公営住宅建築費一千九百一二四万円また、市単独事業費一千百七十九万円などの工事請負費に三千五百九十九万円といったものが組まれています。

清掃費で主なものは、ごみの収集委託料の値上げによるもの二百四十万円、黒滝し尿処理場の整地費二百十万円など、

農業費は、農村施設総合整備事業による野菜園芸団地七千五十四万円とライスセンターモミガラ処理施設四百四十九万円の補助金は、全額県支出金を財源として計上。

土木費には、道路新設改良費二千二百二十一万円を全額市債を財源とし、執行は財源を確保することによって実施されます。

消防費は、条例の定めによる退職消防団員の表彰金品百二十万円、五十年度から実施している遠隔サイレン制御装置、無線機などに二百七十万円を当て、消防力の近代化につとめています。

教育費では、小・中学校の水道料の値上がりに五百万円、北陵中学校の屋内体育館修理二百三十万円、香長中学校の雨もり修理百九十万円、大湊小学校のプール工事費の入札による減額などがこんどの補正された主なものです。

▼市議会議員等の報酬及び費用弁償支給条例の一部改正条例

選挙の執行に対する選挙長などの報酬の基準額が改定されたため、引き上げをしたもの、（カッコ内は現行額）選挙長、投票管理者、開票管理者、四千六百円（三千五百円）投票立会人、開票立会人、選挙立会人、三千千七百円（三千円）

▼市立共同作業所の設置及び管理に関する条例の全面改正条例

可決された議案

現行の条例が現状に即せず、せっかくの施設が遊休の状態になっているため、公共的団体などに利用させることができるよう、現行条例を全部改正するもの。

▼市水道給水条例の一部を改正する条例

制定の根拠がなくなった条項を除くもの。

▼損害賠償の額の決定について

交通事故による相手方の物損に対し補償するもの。

▼一般会計補正予算

補正額一億六千九百六十六万円（累計五十一億八千二百九十一万円）

▼一般会計補正予算専決処分の報告

台風十七号による防災、救済など応急経費千四百八十四万円を専決処分したもの。

超過負担解消など

最後に議員提案による『地方超過負担の完全解消に関する意見書』委任事務の再検討、補助単価、補助基準、補助対象などの改善、早期支出などの意見書を総理、大蔵、自治大臣へ『朝鮮の自主的平和統一の促進に関する意見書』南北朝鮮の平和統一促進の努力を総理と外務大臣へ要望するもの。

『大規模小売店舗の進出、増設等の対策に関する意見書』大規模店舗の進出は地域業者の経営危機につながる、法の改正や運用の改善、地域業者の助成などを求め、総理、大蔵、通商産業大臣と中小企業庁長官に。

水稲冷害対策を

『水稲二回作、跡作冷害救済に関する意見書』総理、大蔵、農林大臣と食糧庁長官に。台風十七号の被害や冷害にともなう水稲二回作、跡作など四百㌶の救済措置を訴えたもので、水稲共済の年内払い、天災融資法の融資と枠の増額、被害米の全量買い上げなど。

ゴルフ場の災害防止

『台風十七号の災害中パシフィック観光株式会社のゴルフ場建設に起因する二重災害を防災する決議案』ゴルフ場建設にあたり市長、企業、地元民との三者間で結んだ公害防止協定と覚え書の協定事項に違反する工事がなされ、災害の原因とみられるので、社会の責任において地区民を安心させる措置をさせる。市民の生活と財産の安全を守るため、治山事業の併用など実現に努力しようと決議したもの。